

はばたけ未来へ、 みんなのおもい!!

2010

7

まい・あみ・まつり2010



会場：さわやかセンター前通り
(通称：まい・あみストリート)
日時：8月7日(土)・8日(日)
午後3時～9時30分

21回目を迎える『まい・あみ・まつり2010』。今年のポスターの原画には、吉原小学校5年生の飯野友美瑛さんの作品が選ばれました。(20ページにステージ・ストリートでの催しについて掲載)

●交通規制のお知らせ●

8月7日・8日、さわやかセンター前通りは午後3時から10時までの間、交通規制により通行止めになります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報 **あみ**

- 町国際交流協会十二年目の歩み … 2
- 後期高齢者医療制度の保険料と納め方 … 4
- 介護／介護保険料の納付方法 … 9
- 平成21年度下半期財政事情 … 12
- 平成23年度町職員採用試験案内 … 13
- まい・あみ・まつり2010の催し … 20

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会

十二年目の歩み

平成21年度は、世界的な新型インフルエンザの流行のため、当協会の交流事業に大きな影響を受けました。柳州市からの学生使節団の受け入れとスーペリア市への学生・町民訪問団の派遣は中止（次年度に延期）するとともに、地域交流事業としての『世界文化紹介』と『外国人による日本語発表会』も中止しました。しかしながら、そのほかの交流事業は、町民の皆さまのご協力・ご支援により、順調に推進されました。

友好都市との交流事業では、新型インフルエンザの心配はありましたが現地の安全状況を確認した上で、11月16日～22日、第4回町文化使節団を中国友好都市柳州市に派遣しました。講師は、茶道、華道、日本料理の5人で、柳州城市職業学院、第一職業学校の生徒さんおよび一般市民を対象に、日本の伝統文化の紹介と交流がなされました。

また、町内での地域交流事業と

しては、国際親善花見会、まい・あみ・まつり盆踊りへの参加、日本文化視察・体験ツアー（筑波山・宇宙センター）、海外文化体験としてネパール料理と日本料理を作りながらの交流会、外国人のための日本語教室など多くの協会会員および町民の参加を得て楽しく交流・支援することができました。また、『さわやかフェア2009』に参加し当協会の活動をPRするとともに、国際農園グループ生産の農作物の販売を行い、収益金を町社会福祉協議会へ寄付しました。さらに、新しい試みとして、在住外国人の日常の生活を応援するための応援コーナー『ハッピータイム』を、8月から毎月2回開設しました。

町国際交流協会は、今後ともこれまでの実績を踏まえ、町民のニーズに合った国際交流活動の展開を進めてまいります。町民の皆さまのご支援と積極的な参加をお願いします。

第4回町文化使節団（11月16日～22日）



●柳州城市職業学院で、山中さん茶道を指導



●柳州市博物館内で、海野さん一般市民に華道を指導



●第一職業学校で、下村さん・小林さんそば打ちを指導



●金色世紀団地教室で、寿司と天ぷらで交流

平成 21 年度の活動

- 4.5 ▶ 国際親善花見会 (200 人)
- 4.2・4.12 ▶ 外国人のための日本語教室前期開講 (木曜・日曜クラス)
- 4.18 ▶ 総会
- 5.7 から ▶ 賛助会員の新規募集
- 6.9 から ▶ 通訳研修会 (第 1 回～第 5 回)
- 7.3 ▶ 協会広報紙「NOW」34 号発行
- 8.3 ▶ 町在住の外国人とともに、まい・あみ・まつりで盆踊りに参加 (42 人)
- 8.23 ▶ 在住外国人応援コーナー『ハッピータイム』を開始
- 10.4・10.8 ▶ 外国人のための日本語教室後期開講 (木曜・日曜クラス)
- 10.18 ▶ 日本文化視察・体験ツアー (47 人)
- 10.25 ▶ さわやかフェア 2009 に参加
- 11.16～22 ▶ 中国友好都市柳州市へ第 4 回町文化使節団派遣 (5 人)
- 11.20 ▶ 協会広報紙「NOW」35 号発行
- 11.22 ▶ 外国文化に触れよう (ネパール料理・日本料理を作りながら交流)
- 12.1 ▶ 専門委員会合同研修・交流会
- H22.3.12 ▶ 茨城大学留学生支援団体との交流
- 3.19 ▶ 協会広報紙「NOW」36 号発行

● 会員募集 ●

- ▶ **対象** 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人ならどなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません ※外国語を話せる必要もありません
- ▶ **会費** ▼ **個人・学生会員**：一口 1,000 円 (中学生以下 500 円)
▼ **賛助会員**：一口 10,000 円
- ▶ **申込方法** 下記に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む
- ▶ **問い合わせ** 役場 2 階町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)

町内 地域交流

▼ まい・あみ・まつりで盆踊りに参加



▼ 国際親善花見会 (武器学校)



▼ 『ハッピータイム』で日常生活を応援



▼ 筑波山で
日本文化体験ツアー



▼ ネパール料理の集い
『野菜カレー』



▼ 日本語教室の授業風景



▼ さわやかフェア 2009 で
大学イモ・野菜を販売



▼ 国際農園で
さつまいもの収穫



皆さまの参加を
お待ちしております！

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の 保険料と納め方

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

後 期高齢者医療制度(長
寿医療制度)以下、後
期高齢者医療制度の保険料

は、介護保険と同様に個人ごと
に算定し、定額の『均等割』
と所得に応じて計算される
『所得割』の合計となります。
保険料率は県内一律となり、
医療費の動向等を踏まえて2
年ごとに見直されます。なお、
平成22年度および平成23年度
は、前年度の保険料率が据え
置かれます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額	所得割額
定額 37,462 円	所得から計算 (総所得金額等※ - 33万円) × 7.6%

賦課限度額(年額) = 50 万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 50 万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与
所得控除』『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。
また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の
譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます

▼均等割軽減の基準額

軽減割合	被保険者全員および世帯主の総所得金額等が下記の金額以下の世帯
9 割	均等割額の 8.5 割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入 80 万円以下(そのほかの各種所得がない)の場合
8.5 割	基礎控除額(33 万円)
5 割	基礎控除額(33 万円) + 24 万 5 千円 × 世帯主を除く同一世帯内の被保険者数 ※被保険者である当該世帯主を除く
2 割	基礎控除額(33 万円) + 35 万円 × 同一世帯内の被保険者数

保険料の軽減措置

均等割軽減

『世帯内の後期高齢者医療
制度の被保険者全員と世帯主
の総所得金額等の合計額』が
左表の基準額を超えない場
合、保険料の均等割部分が軽

減されます。

※軽減判定の注意…世帯主が
後期高齢者医療制度の被保
険者でない場合においても、
世帯主の総所得金額等も軽
減判定の対象になります

所得割軽減

基礎控除後の所得金額等が
58 万円以下の人は、所得割額
が 5 割軽減されます。

被扶養であつた人の 軽減

後期高齢者医療制度の加入
日の前日において被用者保険
(全国健康保険協会・旧政府
管掌・組合保険・船員保険・
共済組合)の被扶養であつた
人は、所得割がかららず、均
等割額が 9 割軽減されます。
これにより、年間保険料は
37000 円となります。
※国民健康保険・国民健康保
険組合の加入者であつた人
は該当しません



保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険
料の納め方は、▼特別徴収…
年金から引かれる方法▼普通
徴収…納付書や口座振替によ
り町へ納める方法――の 2 通
りがあります。

原則として特別徴収となり
ますが、次に該当する人は普
通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医
療制度の保険料の 1 回あた
りの合計が、1 回あたりの
年金支給額の 2 分の 1 を超
える人

▼受給している年金が年額
18 万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療
制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取り
になっている年金総額では
なく、介護保険料が引き落
とされている年金の支給額
です

※複数の年金を受給してい
る人は、優先順位の高い年金
が特別徴収対象年金になり
ます。例えば厚生年金と共
済年金を受給している場
合、厚生年金が優先順位の
高い年金になります

年金天引きから口座振替に変更できます

特別徴収対象の人は、国保年金課窓口へお申し出いただくことにより、保険料の特別徴収を中止し、口座振替によりお支払いいただくことが可能となります（現在普通徴収の人でも、事前に申請ができます）。

口座振替への変更を希望する人は、▼振替口座の預金通帳▼通帳の届出印▼被保険者証——をお持ちの上、国保年金課窓口にて申請をお願いします。

なお、申請の時期により年金からの天引きを中止できる月は異なります。

※本人以外の口座からの振り替えができません。その場合、口座名義人の所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります

※口座振替後、振替不能となった場合は、年金からのお支払いに変更させていただきますこともありますのでご了承ください

医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は『1割』と『3割』があり、前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成22年7月31日までとなっています。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上（詳細は右下文中を参照）
一般	1割	上記以外

後期高齢者医療制度の保険者証は8月1日付で更新

後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

保険料の納め忘れはございませんか？

後期高齢者医療制度の保険料の納め忘れがありますと、8月以降の保険証の有効期限が短くなることがあります。お早めにお納めください。

※有効期限を過ぎた古い保険証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成22年 7月31日	
被保険者番号	
被保険者	住所
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

※現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することにより、1割負担となります

よって被保険者が1人となり、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証』が交付されます。この『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』は、医療機関に入院する際に提示することで医療費の1か月の自己負担限度額（保険診療分）と入院時の食事代（標準負担額）が減額されます。申請した月の初日から適用されます。

毎年7月31日までの有効期限となっており、8月が更新となります。現在『限度額認定証』をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、保険証に同封されて郵送されます。新規該当者には通知をお送りしますので申請をしていただくようになります。

8月から 更新です

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…

国保年金課国保係

☎ 888-1111 (131 ~ 133)

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

保険料の算定方法

● 国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月（1日生まれの人は当月）から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りして自己負担割合（下記参照）が記載されています。

▼ 2割（平成23年3月31日まで1割）…住民税課税所得が145万円未満の人（一般）

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※70歳から74歳の人（現役並み所得者を除く）の自己負担割合は、平成23年3月末まで1割に据え置かれ、平成23年4月からは2割に変更される予定です

▼ 3割…住民税課税所得が145万円以上の人（現役並み所得者）

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成23年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等を医療機関に提示すると

① 国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の国保加入者が入院した場合、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いは、高額療養費自己負担限度額までとなります。

※交付にあたっては国保税に滞納がないことが条件

② 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

町民税非課税世帯の国保加入者で70歳から74歳の人（後期高齢者医療制度加入者を除く）および70歳未満の町民税非課税世帯の人（国保税に滞納がないことが条件）が入院

した場合には、医療費の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が軽減されます。

③ 国民健康保険標準負担額減額認定証

上記②の認定証の交付が受けられない町民税非課税世帯の国保加入者に交付されるもので、入院した場合の食事代が軽減されます。

● 認定証等の更新について

現在交付されている上記①②③の有効期限は7月31日までです。更新および新規交付を希望する人は国保年金課窓口にて申請してください。

町国保加入者の 人間ドック・脳ドック申し込み

● 申込方法 平成23年2月28日（土・日・祝日を除く）までに、本人が直接国保年金課またはうすら出張所に申し込む（随時受付／同一世帯の場合は代理申請可／電話申し込み不可）。決定後『助成決定通知書』と『特定健診受診券』を交付。その後自分で町指定検診機関に受診予約をする

● 受診可能期間 平成23年2月28日まで

▼ 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	080580 茨城県稲敷郡阿見町

▼ 国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
適用対象者	生年月日
発効期日	
有効期限	
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡阿見町

国民年金

ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)



▼表:基準となる所得(収入)の目安

区分	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除	162万円 (257万円)	92万円 (157万円)	57万円 (122万円)
4分の3免除	230万円 (354万円)	142万円 (229万円)	93万円 (158万円)
半額免除	282万円 (420万円)	195万円 (304万円)	141万円 (227万円)
4分の1免除	335万円 (486万円)	247万円 (376万円)	189万円 (296万円)

※ () 内の金額は源泉徴収される前の収入金額です(給与所得の金額は、給与などの金額から給与所得控除額を差し引いて算出されます)

※ 2人世帯は夫婦世帯、4人世帯は夫婦と子ども2人(全額免除を除き、そのうち1人は特定扶養親族)の世帯です

※ 2人世帯、4人世帯とも、夫婦のどちらかに所得(収入)のある世帯です

- 保険料免除制度
 - 『全額免除』、『4分の3免除』、『半額免除』、『4分の1免除』の制度があります。
 - 対象: 本人・配偶者・世帯主の前年所得が表に該当する人
 - ※失業・倒産・事業の廃止・天災——などにより承認される場合もあります
 - ※本人・配偶者・世帯主それぞれの扶養の人数の欄が基準となります
- 承認されると…7月から翌年6月まで、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1の納付が免除されます
- ※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、残りの額を納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納付してください

経 済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果(承認・却下)をお手元に通知します。平成21年度の受付は7月30日(金)までです。

- 若年者納付猶予制度
 - 免除が該当しない場合でも、30歳未満の人に限り利用できる制度です。
 - 対象: 30歳未満の国民年金第1号被保険者で、本人・配偶者の前年所得が、表の『全額免除』欄に該当する人
 - ※失業・倒産・事業の廃止・天災——などにより承認される場合もあります
 - ※本人・配偶者それぞれの扶養の人数の欄が基準となります
 - 承認されると…7月から翌年6月まで保険料の納付が猶予されます
- 手続きに必要なもの
 - ▼年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)
 - ▼認印(本人が署名する場合不要)
 - ▼失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・雇用保険被保険者資格喪失確認証——などの写し
 - ▼今年、町へ転入した人は前年の所得状況『各種控除内容(社会保険料控除・医療費控除等)』も記載されているもの』を証明するもの(※)
 - ▼前年所得がある人は、前

- 年所得を証明するもの(※)
 - ※保険料免除、若年者納付猶予を申請する人で配偶者・世帯主が該当する場合、その人の書類も必要になります
- 継続申請
 - 申請時の希望により、翌年度以降継続して免除(猶予)の審査ができます。
 - ただし、失業等を理由として承認された人や、4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認された人は、毎年申請が必要です。
- 追納しましょう!
 - 免除・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。
 - 追納することによって将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近付けることができます。

ただし、3年目以降に追納する場合、当時の保険料に加算金がかかりますので、お早めの『追納』をおすすめします。

追納の問い合わせは土浦年金事務所 ☎ 824-7121 まで

低所得者等の 自己負担額軽減

軽減を受けるには申請が必要です！

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)



介護保険3施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第1段階』～『第3段階』に該当する人です。

利用者負担 第1段階	▶住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第2段階	▶住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第3段階	▶住民税が世帯非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▶利用者負担第4段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第4段階	▶世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▶本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費とを負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は利用者負担第3段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

申請からサービスの利用まで

社会福祉課窓口で申請します

施設サービス（ショートステイを含む）を利用していて、利用者負担段階が『第1段階』『第2段階』『第3段階』に該当する人は社会福祉課窓口で『介護保険負担限度額認定申請』を行ってください。



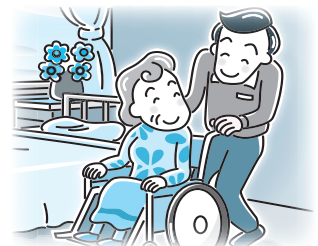
『介護保険負担限度額認定証』が交付されます

申請すると『介護保険負担限度額認定証』が送付されます。要支援の人と要介護の人とは同じ様式です。居住費と食費とに分けず、1枚で両方に対応します。制度が始まる前から施設に入所している『旧措置入所者』の人には別の認定証が発行されます。認定証の有効期限は1年間（7月1日～6月30日）です。



サービスを利用するとき、認定証を提示しましょう

認定証を事業者提示することで、限度額の範囲内の自己負担になります。



※現在認定証をお持ちの人は、**6月30日**で有効期間が満了になります。引き続き軽減を希望する人はお早めに役場1階社会福祉課で更新手続きをしてください。なお、更新以外の申請も随時受け付けていますので、詳しくは社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165) までお問い合わせください

保険料の納付は忘れずに！

介護保険料の納付方法

普通徴収の人は7月に納付書が発送されます

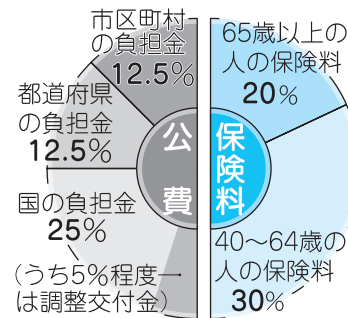
社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)



保険料が介護保険を支えています

介護保険は公費と皆さんが納める保険料を財源としています（左グラフ参照）。

▼介護保険の財源



保険料の算定方法

●65歳以上の人（第1号被保険者）…町の介護サービス費用の総額（利用者負担分を除く）の20%を満たすように、保険料の基準額を決定します。さらに、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、所得などに応じて保険料を6段階に調整します（右下表参照）

●40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）…加入している医療保険（国保・健保など）の算定方法によって

▼65歳以下の人の保険料

段階	対象	年間保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	22,200 円
2	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下	22,200 円
3	世帯全員が町民税非課税で、上記以外	33,300 円
4	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下	36,800 円
4（軽減）	本人が町民税課税で、同一世帯に課税者がいて、上記以外	44,400 円
5	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満	55,500 円
6	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上	66,600 円

決まります。医療保険の保険料と合わせて納付します

65歳以上の人の保険料の納付方法

●特別徴収（年金が年額18万円以上の人）▼支払方法…年金の支払月に年6回に分けて天引きにより納付▼対象年金…老齢基礎年金・遺族年金・障害年金（老齢福祉年金）

社年金は対象になりません（なお、遺族年金および障害年金の受給額は、介護保険料の算定の際に所得には含まれません）

●普通徴収（年金が年額18万円未満の人）▼支払方法…町から送付された納付書を金融機関などの窓口やコンビニエンスストアに持参して納付する方法と、指定口座からの引き落としによる納付の2種類

●一時的に普通徴収になる人…本来、年金から天引きになる『特別徴収』の人でも、一時的に納付書で納める場合があります▼保険料が増額になった人…増額分を納付書で納めます▼年度途中で65歳になった人、年度途中で老齢基礎年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった人、年度途中でほかの市町村から転入した人、保険料が減額になった人、年金が一時差し止めになった人…社会保険庁から特別徴収の対象者として把握される月（4月・10月・12月・2月）のおおむね6か月後から天引きになります。それまでは納付書で納めます

保険料を納付しないうと…

特別な事情もなく保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。

1年以上滞納すると

介護サービスの利用料がいったん全額自己負担になります。申請により後で保険給付分（介護費用の9割）が戻ります。

1年6か月以上滞納すると

介護サービスの利用料がいったん全額自己負担になり、保険給付の一部または全部が差し止めになります。さらに滞納が続く場合には、保険給付から滞納保険料が差し引かれます。

2年以上滞納すると

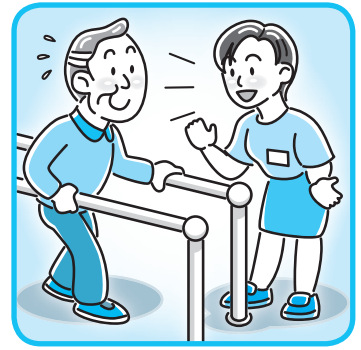
未納期間に応じて自己負担が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

ご存じですか？

『機能訓練事業』

～ひとりじゃないから頑張れる 楽しくリハビリ～

申込・問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940



町 では機能訓練事業（集団でのリハビリテーション）を実施しています。

仲間と一緒に、運動やレクリエーション・会話を通してリハビリをしてみませんか？

● **対象** 町内在住の40歳以上65歳未満の人で、下記に該当する人 ▼ 脳卒中後遺症やその他の病気・けがにより、医療におけるリハビリが終了した後も、継続してリハビリを行いたい人 ▼ 日常生活自立のために訓練が必要な人

※ 医療におけるリハビリを要する人や介護保険法に規定する介護認定を受けている人はご参加いただけません

● **利用日時・期間** 毎週木曜日 午前9時～10時30分。おおむね1年を1期間とします

● **場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

● **内容** 集団体操、レクリエーション、創作活動のほか、個人の状態にあった体操などを行います。仲間やスタッフと会話することも心のケアになります。理学療法士・作業療法士・保健師・看護師がリハビリを支援します

● **そのほか** 希望する人は送迎車による通所も可能です（利用費…月額1000円）

● **申込方法** まずは、見学にお越しください。利用を希望する人には、詳しいお話を伺うために、理学療法士・保健師がご自宅を訪問します。その後、所定様式の利用申請書、健康診断書、利用者生活状況票を提出していただきます。ご本人・ご家族さまもお気軽にお問い合わせください

● **利用者の声**
「関節がかたまるのを予防する方法を教してもらったり、生活に密着したリハビリの方法を教えてもらえるので、グッド！」
「必要に応じて医療機関と連携してもらえるのが良いです」
「楽しいお話をして元気になりますように、みなさんもぜひ参加してください」



▲ リハビリ中の風景。奥では健康相談をしています

「こころが疲れていませんか？」
ストレスの蓄積によるこころの不調を増やさないように

毎日元気で楽しく笑って過ごせればいいけれど、残念ながらそんな日ばかりではありません。社会のなかで生活している以上、だれにでもしんどいときや、イライラするときがあり、日々暮らしのなかでストレスを感じるのは当然のことです。

しかし、ストレスが過剰にたまった状態が続くと、こころの不調を起こすだけでなく、からだにも悪い影響をおよぼします。こころの不調も、からだと同じく、早期発見・早期対応が大切です。

● **ストレスをためないために**
（例えば次のようなことが効果的だといわれています）
▼ 生活リズムの乱れを見直す
▼ 食生活を見直す
▼ 質の良い睡眠をとる
▼ 趣味や軽い運動を楽しむ
▼ 手軽にできるリラクゼーション法をみつける

※ これ以外にも、ご自分にあったストレス解消法をみつけてみましょう

● **ストレスは、例えばこんな変化としてあらわれます（こころやからだからのサイン）**

- ▼ イライラすることが多い
 - ▼ なかなか眠れない
 - ▼ 朝起きたときからすでに疲れている
 - ▼ 頭がぼんやりと重たい
 - ▼ 集中力がなく、仕事や家事がはかどらなくなった
 - ▼ 人と会うのが面倒くさい
- ※ ここにあげたのは、ほんの一例です。「ささいな」不調こそが、こころやからだからのサインです。このサインに早く気づいて対処することが大切です。

● **それでも、こころが疲れたと感じたら**

ストレスが引き起こす病気は多岐にわたります。ストレスからの不調を早めに自覚することとは大切なことです。「いつもとは違う」という自分の状態に気づいたら、かかりつけの医師または心療内科や精神科などで早めに相談してみましょう。

子育てを応援します

こんにちは。梅雨の晴れ間の青空が少しずつ広がるようになり、夏がすぐそこまで来ているようです。

今回の子育てシリーズは、0・1・2歳児の生活についての子育てポイントをQ & Aのかたちでお送りいたします。



好き嫌いが多く、どのように食事を進めればよいかわかりません

1歳～2歳ころは食べることへの興味も出てくると同時に味覚も発達してくるので少しずつ好き嫌いも出始めてくるころです。

なるべくいろいろな味に慣れて何でも食べられるようになってほしいと思います。しかし、無理に食べさせようと時間をかけてしまうと、食べる意欲や喜びを損ないかねません。「これはどんな味がするのかな？」などと声をかけたりしながら、興味をもたせていけるとよいですね。

親子で体を動かす遊びを楽しんだり、食事の間隔を開けたりするなどおなかのすいた状態で食事の時間を迎えるなど、楽しい雰囲気ですることも食べる意欲につながっていくと思います。



なかなかおむつがとれません。トイレトレーニングはどのように進めればよいですか？

トイレトレーニングには個人差があり、また排せつの間隔がどれくらいあいているかによっても違います。タイミングをはかりながら、起床時や睡眠前、入浴前などに無理なく誘い、興味を向けてみてはいかがでしょうか。

また、自我も芽生え反抗期の時期でもあり、何を言ってもだめな時もあります。嫌がらずにトイレに行き排せつに成功した時には、たくさん褒めて意欲が持続できるようにしていけるとよいですね。

トイレトレーニングは、行きつ戻りつの繰り返しです。夏におむつがとれたのに、冬になるとまたおむつが必要になることもあります。気長に焦らずゆったりとした気持ちで接し、進めていけるとよいですね。



夜泣きがひどく、度々大泣きをします。ぐっすり寝かしつけるにはどうしたらよいですか？

日中、よく遊んでみたり、散歩などに出かけたりして体を動かしてみてもいいかもしれません。「犬がいるね。」「風が気持ちいいね。」と大人が見たもの感じたままを言葉で伝え、語りかけることで程よい刺激となり眠りに誘うことができるかもしれません。

また、入浴は寝る前、リラックス効果が得られるぬるめのお湯がいいようです。おむつ交換をしたり、お茶を飲んだり、明かりを暗くして心地よい眠りを誘うよう工夫してみてもいいかもしれません。

夜泣きはずっと続くものではなく、時期がくれば自然になくなっていくものです。これも成長の一過程と考え、気持ちを楽に持って受け止めていくとよいでしょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

町の財政状況を公表します

平成 21 年度下半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 21 年度下半期（平成 22 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 22 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 22 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

企画財政課 ☎888-1111 (223)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,094,730	7,141,295	100.7	議会費	132,887	128,502	96.7
地方譲与税	208,103	211,802	101.8	総務費	2,746,398	2,221,452	80.9
地方消費税交付金	419,000	414,373	98.9	民生費	3,403,738	2,444,884	71.8
地方特例交付金	97,000	99,940	103.0	衛生費	1,090,321	878,210	80.5
地方交付税	820,876	827,070	100.8	農林水産業費	225,872	119,787	53.0
分担金及び負担金	206,659	188,241	91.1	商工費	177,061	120,443	68.0
使用料及び手数料	205,057	196,801	96.0	土木費	2,581,484	1,071,731	41.5
国庫支出金	2,148,765	1,506,198	70.1	消防費	600,943	586,150	97.5
県支出金	748,506	277,682	37.1	教育費	2,749,240	1,873,809	68.2
繰入金	353,190	305,402	86.5	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	743,492	743,492	100.0	公債費	1,599,998	1,599,996	100.0
諸収入	609,608	405,478	66.5	諸支出金	12,902	10,652	82.6
町 債	1,492,300	1,060,100	71.0	予備費	16,390	0	0.0
その他	189,949	197,482	104.0				
合 計	15,337,235	13,575,356	88.5	合 計	15,337,235	11,055,616	72.1

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,921,782	4,302,233	87.4	4,258,991	86.5
公共下水道事業	2,568,935	1,193,592	46.5	1,563,954	60.9
老人保健	63,602	42,155	66.3	1,000	1.6
土地地区画整理事業	625,939	548,276	87.6	556,668	88.9
農業集落排水事業	430,869	129,041	29.9	220,938	51.3
介護保険	2,043,637	1,615,395	79.0	1,835,190	89.8
後期高齢者医療	580,913	535,625	92.2	565,053	97.3
合 計	11,235,677	8,366,317		9,001,794	

※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%)

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	893,978	940,777	105.2
支出	893,978	808,091	90.4
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	142,879	208,645	146.0
支出	429,463	371,721	86.6

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区 分	年度末現在高
一般会計	10,852,245
特別会計	11,523,751
公共下水道事業	8,657,713
土地地区画整理事業	1,750,300
農業集落排水事業	1,115,738
公営企業会計(水道事業)	825,148
合 計	23,201,144

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 22 年 4 月・5 月）における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区 分	年度末現在高
財政調整基金	1,092,300
減債基金	373,100
その他の基金	2,222,873
国民健康保険支払準備基金	130,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	33,884
介護給付費準備基金	57,990
介護従事者処遇改善臨時特例基金	12,283
土地開発基金(現金)	3,600
合 計	3,926,130

平成23年度 町職員採用試験 受験案内

平成23年4月1日採用予定の町職員を次のとおり募集します。

試験区分・採用予定人数

下表①のとおり。

●**受験資格**
健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと（町外居住者も受験できます）。

●**一般事務職**
●**学歴** 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成23年3月卒業見込の人
●**年齢** 昭和30年4月2日以降に生まれた人
※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます
（**具体的な職務経験の事例**…法務業務、情報処理、耕作放棄地対策、社会福祉、土木建築設計、施工管理、学芸員業務等）

●**保育士**
●**学歴** 保育士の資格を有する人、または平成23年3月までに資格取得見込の人
●**年齢** 昭和60年4月2日から

平成5年4月1日に生まれた人

●**消防職**
●**学歴** 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成23年3月卒業見込の人
●**年齢** 昭和60年4月2日から平成5年4月1日に生まれた人

●**身長** おおむね160センチメートル（女性はおおむね155センチメートル）以上である人
●**体重** おおむね50キログラム（女性はおおむね45キログラム）以上である人
●**胸囲** 身長のおおむね2分の1以上である人
●**視力** 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上である人
●**色覚** 赤色・青色・黄色の色彩の識別ができる人
●**聴力** 聴力が正常である人
●**居住** 管轄区域内および近隣市町村に居住し得る人

欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。
●日本国籍を有しない人
●成年被後見人または被保佐人
●禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人
●本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
●日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他

団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査を行います。2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は下表②③④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間

申込用紙の請求

●**申込用紙は総務課に請求**
●**郵送で請求する場合は、封筒の表に『職員採用試験申込用紙請求』と朱書きし、あて先を明記して90円切手をはった返信用封筒（12×24cm）および最終学歴（見込含む）・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください**
●**申込期間**
7月1日（木）～30日（金）（土・日・祝日を除く）
●**申込方法**
総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	4人程度	一般事務
保育士	2人程度	保育業務
消防職	1人程度	消防業務

②1次試験

試験方法	択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験（※1）
試験区分・科目	A（大学卒） 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解（英語を含む）・数的処理・資料解釈 B（短大・高校卒など） 公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解（英語を含む）・数的処理・資料解釈

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査（消防職の場合は、体力測定を行う）

④試験日・試験場および合格者の発表

区 分	1次試験	2次試験
期 日	9月19日（日）	11月中旬ごろ
試 験 場	茨城大学（水戸市文京二丁目1番1号）	1次試験合格者に通知します
合 格 者 の 発 表	10月中旬ごろ、本人に通知します	12月中旬に、本人に通知します

⑤新卒者給料

職 種	初任給（平成22年4月現在）		
	高校卒	短大卒	大学卒
一般事務職	140,100円	152,800円	172,200円
保 育 士		152,800円	172,200円
消 防 職	158,100円	172,000円	187,500円

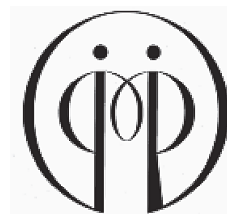
▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます

▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※1 ただし、1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料といたします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号総務課職員係 ☎ 888-1111 (211・212)

『町男女共同参画社会基本条例』が施行されました



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課 ☎888-1111 (271 ~ 273)

町では、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指すため『阿見町男女共同参画社会基本条例』を制定し、4月1日から施行されました。

【条例制定の目的】 男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、町・町民および事業者みなさんの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

【男女共同参画を推進するための基本理念】

男女共同参画を推進するための基本的な考え方として、次の5項目を定めました。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度または慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案および決定への共同参画
- (4) 職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）
- (5) 国際的視野での協調

【町・町民・事業者のみなさんの責務】

男女共同参画社会の実現のためには、町だけでなく町民・事業者のみなさんが協働して取り組むことが必要なことからそれぞれの責務を定めました。

町の責務

男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

町民のみなさんの責務

男女共同参画社会の理解を深め、家庭・学校・職場・地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会を実現するため、主体的に取り組むよう努めましょう。

事業者のみなさんの責務

- ① 男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むよう努めましょう
- ② 男女が職業生活と家庭生活における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めましょう
- ③ 町が実施する参画推進施策に協力するよう努めましょう

女性相談について

ひとりで悩まず相談してください。婦人相談所は、女性が抱えるさまざまな問題についての相談をお受けするところです。

このようなとき・・・

- ① 配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいるとき
- ② 離婚・男女問題・デートDVなどで悩んでいるとき
- ③ 家庭内の不和やいざこざで悩んでいるとき
- ④ 夫等の問題で困っているとき
- ⑤ 誰かに悩みを聴いてほしいとき
- ⑥ その他

県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

- 電話相談（匿名で気軽にご相談できます）
平日 午前9時～午後9時
土・日・祭日 午前9時～午後5時
※ただし、年末年始は休みです
 - 来所相談（緊急の場合を除き、原則電話予約が必要）
平日・土・日・祭日 午前9時～午後5時
※ただし、年末年始は休みです
- 相談専用電話 ☎029-221-4166**
※秘密は守ります
※相談は無料です

あなたも 125 号バイパスにきれいな花を咲かせてみませんか

町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271・273)

毎年、国道 125 号バイパスにおいて清掃活動やコスモスの種まきといった環境美化活動が行われていることをご存じでしょうか。例年 8 月～9 月ごろには、沿道にきれいなコスモスが花を咲かせている光景を目にされた人も多いかと思います。実はこれらの活動は、町民や町内企業にお勤めのボランティアの皆さんの手により行われているのです。

花づくりを通して「こころのふれあうふるさとづくり」を推進するため、個人のボランティアの皆さんで組織された「花ひろくまち推進委員会」により活動が開始されたのが平成 3 年。快く駐車場借用を承諾して下さった「URURU 阿見店」のご協力と茨城県の「道路里親制度」という助成制度の利用を通じながら活動を続けてきました。その後、この活動に賛同して下さった「ツムラ労働組合茨城支部」・「グループホームつくし」・「(社) 阿見町シルバー人材センター」の人たちが仲間として活動に加わり、共に国道 125 号バイパス阿見地内約 3Km の区間を「コスモス街道」と呼ばれるまでに育てあげました。

この活動には、個人・団体を問わず活動に賛同して下さる人であれば、どなたでも参加することができます。活動に参加して下さる皆さんを随時募集していますので、お気軽に「花ひろくまち推進委員会事務局」までご連絡ください。また、実施日当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、お誘い合わせのうえぜひご参加ください。



■平成 22 年度作業実施予定

日時 7 月 10 日(土) 午前 8 時 30 分から(1～2 時間程度)

集合場所 「URURU 阿見店」駐車場(国道沿い工業団地入口付近パチンコ店駐車場)
(駐車に際しては、駐車場奥から詰めて駐車するようにしてください)

作業内容 国道 125 号バイパス 中央～島津間(約 3Km) のコスモス種まき

備考 汚れても大丈夫な服・靴を着用してください。小雨の場合は決行します。雨具は各自用意してください。悪天候の場合には翌日 11 日(日) に延期いたします

※順延等の連絡はしませんので、確認の場合は当日の午前 7 時 30 分～8 時の間に阿見町役場にご連絡ください

※今年度は、8 月下旬と 2 月に清掃活動を予定しています

●問い合わせ 花ひろくまち推進委員会事務局(町民活動推進課内) ☎ 888-1111 (内線 271・273)

振り込め詐欺等の被害に遭わないために

町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271-272)

振り込め詐欺の被害に遭わないために

被害者の多くは、在宅している中高年者です。「ぜったいにだまされない」と自信を持っている人もだまされています。振り込んでしまったお金を取り戻すことは非常に困難です。金融機関に振り込みに行った際の職員からの声かけ、質問は被害を防ぐためのものなので耳を傾けてください。

■振り込め詐欺に遭わないための5か条

- ① 詐欺の電話は、自分にもかかってくるものと**心の準備**しておく
- ② 家族を名乗って「電話番号を変えた」と連絡があったら、**必ず元の番号に**かける
- ③ 電話で「トラブル処理で金がかかる」と連絡があったら、**振り込め詐欺ではと疑う**
- ④ 還付金手続きで「**携帯を持ってATMに行ってください**」と指示をすることは**絶対**にない
- ⑤ **家族同士で合言葉**を作り、電話の相手が本当に家族か確認する



急がせる電話すべてに要注意です。
あわてず冷静になりましょう。
振込みはその日にしないで、必ず誰かに相談しましょう。
不安・不審に思った場合には、警察署・交番へお電話ください。

架空請求詐欺かも！？

■架空請求詐欺

突然、利用した覚えのない有料サイトの利用料金や、身に覚えのない債務の返済を迫るハガキやメールを送りつけ、現金を振り込ませるものです。

■被害防止のポイント

- 身に覚えのない請求には絶対にお金を振り込まない
- 請求の電話があってもハッキリ断る
- 相手に自分の氏名・住所は絶対に教えない
- 見覚えのない送信元からのアドレスにはアクセスしない



■問い合わせ ▼牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼阿見地区交番 ☎ 888-0110 ▼ひたち野交番 ☎ 870-0110

■土砂災害のおそれのある個所を調査します ～現地調査にご協力ください～

がけ崩れや土石流の危険から皆さんの生命や身体を守るため、県が土砂災害防止法に基づき土砂災害の危険のある場所を調査します。委託した調査員が皆さまの所有地内に立ち入る場合がありますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

なお、調査員は身分証明書を携帯しており、無断で立ち入ることはございません。

調査期間：7月1日から平成23年3月31日まで

調査箇所：町内の急傾斜地全域

調査内容：がけの規模・傾斜度・擁壁の有無など

問い合わせ：県竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 ☎ 0297-65-1716（直通）

町民活動センターだより

《えがお》

町民活動センター ☎888-2051 業務時間：月曜日を除く午前10時～午後9時

町民活動センターを支えるボランティア団体紹介

前回、阿見町のNPO法人がどのように町民活動センターを活用されているか掲載いたしましたが、今回は町民活動センターで4～6年以上活動を続けられている団体の皆さんをご紹介します。

代表者の皆さんからもコメントをいただきました。

中国語会話同好会

中国の経済成長が著しく、国際的な立場もますます重要になり、それに伴い日中両国の交流も一段と盛んになってきました。

われわれ日本人にとっては、同じ漢字を使い、多くの文化の発祥地でもある中国への理解を深めていくことが、一層大事になっています。

私たちは、町民活動センターを利用させていただき、中国人の先生を中心に談話形式で楽しく勉強しています。

会 長：坂手彰

内 容：中国語会話（普通語）と中国文化の学習

活 動：月に2日（いずれかの日曜日）／午前10時から



フラワーサークル（会員制）、フラワーアレンジメント（広報あみにて募集）

初級・中級・上級と基本からしっかり勉強するフラワーサークルと『広報あみ』に募集を載せていただけて、季節ごとのテーマを楽しみながら気軽に生けるフラワーアレンジメントの2つの講座があります。

町民活動センターはショッピングセンターの3階にあり講座後の買い物や駐車場の心配がなく、とても便利です。スタッフの皆さんもとても協力的で大変ありがたく思っています。

●フラワーサークル

活 動：月に2日（いずれかの日曜日）／▼午後2時30分から▼午後6時から（2つの時間帯で実施）

●フラワーアレンジメント

活 動：月に1日（いずれかの日曜日）／午前10時30分から



パソコン同好会

情報化時代、中高年においてもパソコンの普及が進んでいますが、講習会でならなかったことや操作を忘れてしまったことなどを気軽に相談したり、互いに勉強したり、情報交換する場所を作り、かつパソコンに関係ないことでも、中高年者の憩いの談話室にしたいと考えております。

パソコンに興味のある人も、ない人も一度気軽に遊びに来てみませんか。

発 足：平成16年10月1日

会 員：10人

活 動：毎週金曜日／午後1時30分～3時30分

会 費：500円／6か月分（お茶代を含む）



以上のように、町民活動センターは自分たちのやりたいことを表現されていく場所として長期にわたり利用され、大いに役立っているようです。

どの団体も自主的な社会貢献として会員以外の人たちに活動を披露したり、会員を広く募集するなど活動の輪を広げ、社会とのかかわりを深めることによって市民活動へと発展していく可能性があります。これからも、ますます活動に磨きをかけて地域貢献・社会貢献できる団体としても成長していただけるよう町民活動センターはサポートして参ります。

たいせつな資源

環境課 ☎ 888-1111 (142)

レジ袋の削減状況

町では、平成 21 年 6 月 1 日から町内 12 事業所 16 店舗でレジ袋の無料提供が中止になりました。6 月から 3 月まで（平成 21 年度分）の削減状況は…

【レジ袋の辞退率 約 82%】 【レジ袋の辞退枚数 約 350 万枚】

CO₂ に換算すると、**約 167.5 トン削減！**

(平成 21 年度分)

	6月～11月	12月	1月	2月	3月
CO ₂ 削減量	101.5 トン	18 トン	16 トン	15 トン	17 トン

原油に換算すると、**ドラム缶 約 356 本削減！**

(平成 21 年度分)

	6月～11月	12月	1月	2月	3月
原油削減量	219 本	38 本	35 本	33 本	31 本

※ドラム缶 1 本 200 リットルで計算

さらに、CO₂ 削減・原油使用の削減のため、スーパー以外でも「マイバッグ持参・レジ袋辞退」に努めて、地球温暖化防止にご協力をお願いします！！

ごみ集積所から再生資源の持ち去りは禁止されています！

ごみ集積所に出された、かん・ビン・ペットボトル・古紙などの再生資源を町が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が横行しています。

こうした持ち去り行為に対して、町民からの連絡が町に寄せられています。もし、再生資源の持ち去り行為を見かけた場合は、町環境課 ☎ 888-1111 (141・142) または牛久警察署阿見地区交番 ☎ 888-0110 まで情報（日時・場所・車両ナンバーなど）の提供をお願いします。

< 再資源持ち去り防止のためのお願い >

再生資源の持ち去りを防止するためには、施錠などを行うことが一番の解決策です。皆さまのご協力よろしくお願いします。

■ 空き地などの管理の適正化！

空き地などの所有者および占有者は、良好な環境を保全するため、当該空き地などについて危険状態にならないよう、常に適正な管理に努めなければなりません。

また、所有者などは、不法投棄を未然に防止するとともに、清掃その他の環境美化に必要な措置を行い、環境保全に努めなければなりません。

ご理解・ご協力よろしくお願いします。

『あみまち紀行』

Vol.26

～竹あかりの揺らめき～



■竹あかりイルミネーション
荒れた竹林を間伐する際に

いよいよ夏本番を迎える今日このごろ、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？
さて、平成20年から町の観光振興のきっかけづくりを行うことを目的に始まった『観光プロデュース会議』は今年で3年目を迎えました。
町では、この会議から初年度に提出された『竹』をテーマとした提言に基づき、具現化を図っているところです。
そこで、今月号では、これまでの竹に関する取り組みの中から『竹あかりイルミネーション』についてご紹介します！

生じる『竹』を観光に活用しようと、昨年8月に行われた『まい・あみ・まつり2009』において、竹と口ウソクを使った装飾『竹あかりイルミネーション』を実施しました。
ドリルやナタなどの工具を用いて加工した竹あかりを、まつり会場の一角に展示し、竹で作ったベンチやオブジェなどとともに竹の空間を演出しました。



日が暮れると、辺りは優しく揺らめくあかりに包まれ、来場者に癒やしの空間として親しまれました。

今年も『まい・あみ・まつり』に出展しますので、ぜひ皆さん見に来て下さいね！

竹の活用・竹林活動の参加者 募集

阿見町観光プロデュース会議では、「竹林と竹を生かした交流活動」に参加し、活動を共にするメンバーを募集します。

第1回目の活動は、8月7日(土)・8日(日)開催の『まい・あみ・まつり2010』に出展する、『竹あかりイルミネーション』の製作を行います。皆さんも一緒に「竹あかり」をつかって、まつり会場を幻想的に演出してみませんか。

- 製作日時 7月17日(土) 午前9時から正午まで(予定) ※雨天の場合は7月18日(日)に順延
- 製作場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』屋外
- 内 容 切り出した竹の加工作業(ドリルやナタ等の工具を使って竹あかりを製作するほか、竹ベンチやオブジェなどを製作します)
- 応募方法 電話・Eメールまたは商工観光課窓口で直接申し込む
- 募集締切 7月13日(火) 午後5時30分(必着)

※「竹林と竹を生かした交流活動」は、まい・あみ・ブランドづくりなどに取り組む(仮称)あみ観光協会の「竹部会」へと移行していきます

■問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町観光プロデュース会議事務局(役場商工観光課内)
☎888-1111(172) ▼Eメール: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

■ ■ ■ ■ ■ ステージでの催し ■ ■ ■ ■ ■

8月7日(土)

常陸陣太鼓 午後3時30分～3時50分・午後5時50分～6時10分 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなパチさばきをお楽しみください。(今年も2回公演です)

友好都市から 午後3時50分～4時20分 中国・柳州市からのお客さまがダンスや歌でごあいさつ! 皆さんも異文化に触れてみませんか?

まい・あみジュニアパフォーマンス 午後4時20分～5時50分 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

芸づくし 午後6時10分～8時30分 町内の芸の達人、踊りや太鼓の同好会がとっておきの芸を披露します。

阿見づくし 午後8時30分～9時30分 雄大なハーモニーを奏でるアカペラ、南米からのとっておきの贈り物コニーバ演奏。すてきなステージの数々を存分にお楽しみください。

8月8日(日)

キャラクターショー 午後3時～3時40分・午後5時30分～6時10分 『天装戦隊ゴセイジャー』たちがステージ上で大活躍! みんなでゴセイジャーを応援しよう! お楽しみに。(今年も2回公演です)

まい・あみアンバサダーオーディション2010 午後3時40分～4時40分 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。その中から、まつりのPRや町の観光事業等に参加してくれるアンバサダー(大使)を3人選びます。さて、今年はどうなアンバサダーが選ばれるのでしょうか? ご期待ください。

まい・あみダンスフェスティバル 午後4時40分～5時30分 霞ヶ浦高校チアダンス部『Sparkle☆Bunnys』の元気いっぱい、パワフルなダンスは必見です。

芸能ショー 午後7時～9時 爆笑ものまね三銃士 コージー・富田・ノブ&フッキーものまねショー、沢田美紀歌謡ショー

■ ■ ■ ■ ■ ストリートでの催し ■ ■ ■ ■ ■

8月7日(土)

町内の神輿・山車 子供神輿:午後4時巡行・大人神輿:6時巡行 それぞれの神輿・山車をそろいのはんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月8日(日)

音楽パレード 午後3時10分～4時 町内の小学生による演奏です。この日のために一生懸命練習して登場します!

8月8日(日)

パフォーマンス・ストリート10 午後4時5分～4時55分 アミゴンジュニアと一緒にストリートで遊ぼう。色々な催しが登場するよ。飛び入り参加も大歓迎。

よさこいソーラン 午後5時～6時15分 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露いたします。ご期待ください!

盆踊り 午後7時～8時30分 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果をお披露目いたします。

■ まい・あみ・まつりボランティア募集のお知らせ

①ステージ式典部会

日時: 8月7日(土)・8日(日) 午後2時～9時

内容: ステージでの演技のセット、ステージ付近の警備など

②パレード神輿部会

日時: 8月8日(日) 午後5時30分～9時

内容: 盆踊り参加団体の案内、プラカード、演技中の警備など

③広報協賛金部会

日時: 8月7日(土)・8日(日) 午後2時30分～9時 ※ どちらかの日または短時間でも可

内容: まつり会場の整理、ごみ拾いなど

●申込方法: ご希望の部会を7月16日(金)までに、電話で上記に申し込む

Information お知らせ

役場
☎ 888-1111 (代表)

■シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講習会

県立健康プラザでは、高齢者の介護予防のための『シルバーリハビリ体操』を普及するボランティアとして『シルバーリハビリ体操指導士』の養成を行っています。

- ▶ **期日** ▼74 コース: 9月13日(月)～10月14日(木)の毎週月・木曜日、10月12日(火) ▼75 コース: 9月14日(火)～10月8日(金)の毎週火・金曜日 ▼76 コース: 10月13日(水)・19日(火)、10月26日(火)～11月12日(金)の毎週火・金曜日 ▼77 コース: 10月18日(月)、25日(月)～11月15日(月)の毎週月・木曜日 ▼78 コース: 11月16日(火)～12月14日(火)の毎週火・木曜日(11月23日(火)は休み) ▼79 コース: 11月18日(木)～12月13日(月)の毎週月・木曜日 ※いずれも祝日は休み
- ▶ **時間** 午前10時～午後3時45分(初日のみ午前9時45分開講)
- ▶ **場所** 県立健康プラザ(水戸市笠原町)
- ▶ **対象** 次のすべての条件を満たす人 ▼県内在住 ▼4月1日現在で60歳以上(50歳以上も申し込みできるが60歳以上を優先) ▼常勤の職に就いていない ▼認定後に地域活動を行うことができる ▼講習会の全日程に参加できる
- ▶ **受講料** 無料
- ▶ **申込方法** 7月27日(金)まで(当日消印有効)に、往復はがきに郵便番号・住所・氏名・ふりがな・性別・生年月日・平成22年4月1日時点の年齢・電話番号・参加できるコース番号すべて——を明記のうえ、下記に申し込む
- ▶ **問い合わせ** 〒310-0852 水戸市

笠原町 993-2 県立健康プラザ介護予防推進部 ☎ 029-243-4217

■一般特定疾患医療受給者証交付申請(更新申請)

- ▶ **申請方法** 8月31日(火)までに必要書類を下記へ提出
- ▶ **必要書類** ▼一般特定疾患医療受給者証交付申請書 ▼臨床調査個人票(主治医記載) ▼臨床調査個人票の研究利用についての同意書 ▼世帯調書 ▼生計中心者の所得税額等を確認できる書類(▼『住民税非課税証明書』 ▼『納税証明書(その1)(平成21年分)』 ▼平成21年分の源泉徴収票——のいずれ

か) ▼お持ちの受給者証 ▼患者本人の健康保険証 ▼印鑑 ▼90 円分の切手(郵送希望の場合)

▶ **問い合わせ** 県土浦保健所保健指導課 ☎ 821-5516

■人工肛門・人工膀胱保有者のための講習会

- ▶ **日時** 7月24日(土)午前10時から
- ▶ **場所** 牛久市中央生涯学習センター 1 階大講座室(牛久市柏田)
- ▶ **参加料** 1,000 円(昼食代ほか)
- ▶ **申込期間** 7月17日(土)まで
- ▶ **問い合わせ** (社)日本オストミー協会県支部南部地区センター 渡辺 ☎ 0297-62-2143

体協だより

■町民ナイター野球大会

- ▶ **期日** 7月20日(火)～30日(金)
- ▶ **場所** 町営 B・C グランド
- ▶ **参加資格** 町体育協会登録チーム
- ▶ **参加料** 1 チーム:5,000 円(抽選会時徴収)
- ▶ **申込方法** 7月9日(金)午後5時までに、電話で下記に申し込む
- ▶ **抽選会** 7月10日(土)午後7時、中央公民館 1 階図書室
- ▶ **問い合わせ** 生涯学習課内町体育協会事務局 ☎ 888-1111 (340)

■各種大会の結果(敬称略)

●牛久市スポーツチャンピオンフェスティバル柔道大会

期 日	3月21日(日)
場 所	牛久市運動公園体育館
個 人	▼6 年男子▼優勝:石川将樹(第一小) ▼3 位:上岡拓実(第二小)
	▼6 年女子▼優勝:加藤美優(第一小)
	▼5 年男子▼3 位:吉田一範(君原小)
	▼3 年男女▼3 位:吉田早織(君原小)
団 体	▼高学年:優勝
	▼低学年:3 位

■問い合わせ

生涯学習課内町体育協会事務局 ☎ 888-1111 (340)

●阿見弓道春季大会

期 日	4月4日(日)
場 所	阿見中学校弓道場
成 績	▼優勝:河合徹 ▼準優勝:馬場之雄 ▼3 位:石島凡子
	▼射詰賞:柳生高人

●町長杯野球大会

期 日	4月4日(日)・11日(日)・18日(日)
場 所	総合運動公園町民球場ほか
成 績	▼Aブロック▼優勝:野球団リナレス ▼準優勝:理想筑波 A ▼3 位:武器学校・キリン協和フーズ
	▼最高殊勲選手:飯田将太(野球団リナレス) ▼優秀選手:大泉貴史(理想筑波 A)
	▼Bブロック▼優勝:吉野ペッツ ▼準優勝:サティンオーファンズ ▼3 位:プレッシャーズ・チェリーボンバーズ
	▼最高殊勲選手:高塚敏黄(吉野ペッツ) ▼優秀選手:島村崇(サティンオーファンズ)

●春季町民ソフトボール大会

期 日	5月9日(日)・16日(日)
場 所	総合運動公園球場
個 人	▼Aブロック▼優勝:筑見ソフトボールクラブ ▼2 位:岡崎ソフトボールクラブ ▼3 位:南平台ソフトボールクラブ・濱水
	▼Bブロック▼優勝:ベルクラブ ▼2 位:のんきーズ ▼3 位:グランドスラム・サンアップ

『小野川探検隊』参加者募集

小野川探検隊（阿見町ほか近隣市町村共催）では、自然・歴史・文化に触れる楽しい探検の参加者を募集します。

- ▶ 期日 7月24日(土)
- ▶ 時間 午前9時～午後2時
- ▶ 集合場所 役場
- ▶ 対象 小学校4年生以上（親同伴も可）
- ▶ 内容 小池城址公園で昆虫観察、内藤牧場・武田牧場の見学および馬とのふれあい
- ▶ 持参品 お弁当・飲物・タオルなど
- ▶ 参加料 1人100円
- ▶ 申込期間 7月12日(月)まで
- ▶ 申込方法 電話で下記へ申し込む
- ▶ その他 応募多数の場合は抽選
- ▶ 問い合わせ 環境課 ☎ 888-1111 (143)

（社）阿見町シルバー人材センターから

- 入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の方が対象（入会承認制）
- ▶ 日時 7月20日(火)（毎月第3火曜日開催）午前10時から
- ▶ 場所 （社）阿見町シルバー人材センター（総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館）
- 『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。お気軽にご相談ください。
- 問い合わせ （社）阿見町シルバー人材センター ☎ 888-2036

町教育委員会から 臨時職員募集

- 臨時職員『学校図書司書』募集
 - ▶ 勤務内容 図書室の図書整理・貸出・返却・図書選定——など
 - ▶ 応募資格 図書館司書資格または教員免許状保持者で、健康かつ通勤可能な人
 - ▶ 勤務日時 毎週月～金曜日（冬休み・祝日などの休校日を除く）の午前9時～午後3時（昼1時間休憩あり）
 - ▶ 勤務場所 阿見第二小学校
- 臨時職員『特別支援員』募集
 - ▶ 勤務内容 心身に障害のある児童の学校生活上の支援
 - ▶ 応募資格 健康かつ通勤可能な人
 - ▶ 勤務日時 毎週月～金曜日（冬休み・祝日などの休校日を除く）の午前8時30分～午後3時（昼1時間休憩あり）
 - ▶ 勤務場所 君原小学校
- 募集人数はいずれも1人
- 勤務期間はいずれも9月1日(水)～平成23年3月24日(木)

- 勤務条件はいずれも時給820円、通勤加算・有給休暇あり
- 応募方法はいずれも、7月20日(火)まで（月～金曜日の午前8時30分～午後4時の間）に、履歴書（6か月以内撮影の写真ちよう付）を直接下記に提出する ※郵送不可
- 選考方法はいずれも書類・面接により選考（面接日は応募締切後に通知）
- 問い合わせ 学校教育課 ☎ 888-1111 (320)

陸上自衛隊武器学校『徒步行進訓練』

隊員による徒步行進訓練を下記のとおり行います。

- ▶ 日時 7月22日(木) 午後10時～23日(金) 午前7時
- ▶ 経路 和田公園（稲敷市浮島）～県道206号～国道125号～県道120号～国道125号～武器学校
- ▶ 問い合わせ 陸上自衛隊武器学校広報班 ☎ 887-1171 (231・232)

阿見町『暮らしの便利帳』を発行しました

町では、町民の皆さまの利便性向上と地域経済の活性化を目的に、5月下旬、阿見町『暮らしの便利帳』を発行しました。

各種手続きや窓口案内などの行政情報のほか、皆さまの暮らしに役立つ医療機関の情報や地域情報などを掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

※『暮らしの便利帳』55ページで、福祉センター『まほろば』の電話番号が誤っておりました。正しくは下記の通りとなります。おわびして訂正します（誤）888-3969 →（正）887-3969

- 問い合わせ 秘書課広報係 ☎ 888-1111 (283)



〈広告欄〉

《施工例紹介》 阿見町H様邸 建築業知事免許（般-19）第22375号 《注文住宅 店舗 設計・施工》 （株）美都住建	太陽光発電とオール電化の エコ住宅!! 太陽光発電補助金制度 国 1kw あたり7万円 県 1kw あたり3万円 詳しくはお問合せ下さい 【本 社】阿見町美穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【阿見営業所】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2211	住宅エコポイント対象製品 今お使いの窓に おススメ かんたん取り付け イン-プラス 防音・断熱内装 H1200×W1700(3mm 5%) 工事費込で! ¥32,900 税込 エコポイントが! 12,000 pt 茨城県知事免許 (3) 第5548号	モデルハウス 2,680万円 所 土浦市野山新田430-31 交 常陸常陸川14分徒歩22分 土 296.65㎡ 建 110.95㎡ 築 H19年11月 構 木造2階建 種 所有権 用 第1種付主専 建 50% 図 100% 道 公道に3m 私 有 設 上下水道電気 広告有効期限 H22年8月末日 <媒介> 省エネ! オール電化住宅 阿見町中央 1-5-32 （有）美都和ワ TEL.029-891-2200
---	---	--	---

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

『町男女共同参画社会推進会議』委員等募集

町では、『町男女共同参画社会推進会議』を設置するにあたり、委員および検討部会のメンバーを募集します。

●町男女共同参画社会推進会議の委員募集

男女共同参画の推進について町民の皆さまのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

▶募集人数 2人

▶応募資格 応募日現在、次のすべての条件を満たす人▼町内在住の20歳以上の人で、男女共同参画の推進に意欲と関心のある人▼平日の昼に開催する会議に出席できる人(年3回程度)▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人

▶応募書類 ▼町民活動推進課に備え付け(下記ホームページからもダウンロード可)の応募用紙▼『男女共同参画の推進について』をテーマにした小論文(800字程度)

▶その他 報酬あり

●町男女共同参画社会推進会議検討部会メンバー募集

当推進会議に対しての意見・提言や男女共同参画社会推進に関する基本計画の策定に必要な調査や検討を行う検討部会メンバーを募集します。

▶募集人数 15人程度

▶応募資格 応募日現在、次のすべての条件を満たす人▼町内在住または町内在勤・在学中で、男女共同参画推進に意欲と関心のある人▼平日の昼に開催する会議に出席できる人(年5回程度)▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人

▶応募書類 町民活動推進課に備え付け(下記ホームページからもダウンロード可)の応募用紙

▶その他 報酬なし

●任期はいずれも2年

●応募方法はいずれも7月14日(金)まで(必着)に、応募書類を郵送・ファクシミリ・Eメールまたは直接持参により提出する

●選考方法はいずれも書類選考

●問い合わせ 300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場町民活動推進課 ☎ 888-1111(272) ▼Eメール: chokatsu-ofc@town.ami.lg.jp ▼ホームページ: <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/seikatsusanygyo-bu/chominkatsudosuishinka/chominkatsudosuishinka.htm>

■町民活動センターから

●チャレンジ ザ ポスターコンクール『和田工房』

▶期日 7月24日(土)・25日(日)

▶時間 午前10時～午後2時

▶対象 小学校1年生以上(親子可)

▶内容 夏休みのポスター作成を手伝い

▶講師 和田泰子氏

▶参加料 2日間で1,000円(材料費含む)

●フラワーアレンジメント講座

▶期日 7月13日(火)

▶時間 午前10時30分～正午

▶講師 小林よし子氏

▶募集人数 20人(定員で締切)

▶参加料 1,500円(花器・花材含む)

▶持参品 はさみ

●えんぴつ画『和田工房』

▶期日 毎週金曜日

▶時間 午前10時～正午

▶講師 和田泰子氏

▶参加料 各回500円(材料費別)

●パソコン学習会

▶期日 ▼問題解決コースおよび初心者コース:第1・3水曜日▼テーマ設定コースおよび初心者コース:第2・4水曜日▼インターネットコース:7月27日(火)

▶時間 午前10時～正午

▶講師 成田清和氏

▶募集人数 各20人(定員で締切)

▶参加料 各回500円

▶持参品 ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください

●パソコンなんでも相談室

▶期日 7月11日(日)

▶時間 午後1時30分～3時30分

▶内容 購入からインターネットへの接続・パソコン利用法など

▶講師 いばらきIT普及協議会

▶募集人数 10人

▶参加料 500円

●阿見おもちゃ病院

▶期日 7月11日(日)

▶時間 午後1時～3時

▶内容 子どものおもちゃを無料で修理(交換部品代のみ実費負担)

▶講師 金子隆氏

▶申込方法 電話または直接下記に申し込む

※場所はすべて町民活動センター

※特に記載がないものは参加無料

●問い合わせ 町民活動センター ☎ 888-2051(月曜日を除く午前10時～午後9時)

〈広告欄〉

今、進むべき明日が見えてきた

＜オープンスクール＞ 7月24日(土) 7月31日(土)

9:00AMより本校にて 8月 7日(土) 8月25日(水)

※8月25日は部活動体験会

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380

URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさとおしさを共に育てる。

＜オープンスクール＞ 7月10日(土)

10:00AMより本校にて 8月 7日(土)

※本校ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地

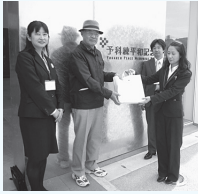
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016

URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

祝 !! 来館者 3 万人達成 !!

●予科練平和記念館が来館者 3 万人を達成しました
5 月 16 日、今年 2 月 2 日のオープン以来約 3 か月半。
開館日数 91 日での達成となりました。

3 万人目のお客さまとなった、ひ
たちなか市の皆川さん(写真の左
から 2 人目)には、記念品として
予科練クッキー、書籍『予科練も
のがたり』、名前入りのボールペ
ン、絵はがきなどを進呈しました。



●『阿見町土産』にいかがですか

館内には阿見町商工会が運営
する売店があります。ここで
は、「予科練の街クッキー」
や名前入りのボールペン・シ
ャープペン、手ぬぐい、絵葉
書、お守りなどの土産品を販
売しています。



なかでも、「予科練の街クッキー」は、阿見町特産の
ヤーコンを粉末化し練りこんで焼き上げているもの
で、館内で 1 番の人気商品となっています。
売店は、情報ラウンジとともに、無料でご利用いた
だけますので、お出かけの際は、阿見町の土産品と
してご利用してみたいはいかがでしょうか。

●入館状況(平成 22 年 5 月末日)

入館者数 34,381 人

●ご利用ガイド

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日休館)

開館時間 午前 9 時～午後 5 時(入館は午後 4 時
30 分まで)

観覧料 大人 500 円(400 円)、小中高生 300 円
(240 円)※()内は 20 人以上

※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人な
どは、観覧料が無料になります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:7 月 1 日(木) 8 月 5 日(木)

午前 10 時～午後 3 時／場所:役場 3 階 305 会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前 9 時～午後 4 時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前 9 時～午後 3 時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後 1 時～4 時／弁護士

相談:月 1 回午後 1 時～3 時 30 分[毎週水曜日の心配
ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談 日時:第 2・第 4 土曜日午後 1 時～4 時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前 8 時 30 分

～午後 5 時 30 分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前 9 時～正午・午後

1 時～4 時／場所:役場 1 階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前 9 時～正午・午

後 1 時～4 時 45 分／弁護士相談:水曜日午後 1 時～
4 時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

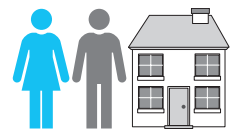
●人口と世帯●

●総人口 47,726 人 (+ 6)

●男 性 23,610 人 (+ 4)

●女 性 24,116 人 (+ 2)

●世帯数 18,132 世帯(+ 24)



▽6 月 1 日現在▽常住人口ベース▽ ()内は前月比▽総務課調べ

7 月の納税等

固定資産税(2 期)
後期高齢者医療保険料(1 期)
納期限 8 月 2 日(月)

8 月の納税等

町県民税(2 期)
国民健康保険税(3 期)
後期高齢者医療保険料(2 期)
介護保険料(3 期)
納期限 8 月 31 日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 5 月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	14 人(－ 5)
出場件数 14 件(－ 10)	中 傷	0 人(－ 3)
	重 傷	3 人(+ 2)
※救急車の適正な利用を お願いします	死 亡	0 人(± 0)
	合 計	17 人(－ 6)

「マウスのつ・ぶ・や・き」
一般に使用する漢字の目
安となる常用漢字が 29 年ぶ
りに見直されることになっ
たそうです。これまでの常
用漢字に 196 字追加(5
字削除)し、年内にも告示
され、本格的な使用が始ま
るとのことです▼ちなみに
『広報あみ』の中で使用して
いる漢字は、原則として常
用漢字表に準じています(地
名・人名などを除く)。表外
の漢字をやむを得ず使用す
る場合には振りがなを用い
て作成しています。(安)